

大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

第1 目的

この実施要領は、大分県が、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付老発0404第3号老健局長通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項等を定めることにより、的確かつ効果的な検査を実施し、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図ることを目的とする。

第2 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）の指定等権限を有する市町村（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第3 検査方法等

1 検査の形態等

（1）一般検査

大分県知事に業務管理体制の届出をした介護サービス事業者に対して、その届出内容を確認するため、下記2、3の手順により実施するものとする。

（2）特別検査

指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発生した場合のほか、指定の効力停止処分の事案や利用者の生命又は安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合に、別紙の手順により実施するものとする。

2 検査実施方法

（1）実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査

一般検査は、原則として概ね6年に1回実施するものとし、毎年度実施計画を策定するとともに、検査対象介護事業サービス事業者が運営する指定事業所等の指定等権者（市町村）に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した介護サービス事業者を対象とする。

なお、指定等権者より法第115条の33第3項に基づく権限行使の要請があった際には、速やかに対象として追加する。

（2）実施通知

検査の実施に当たっては、別紙様式1-1、1-2、2により、検査対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者、その他必要な事項を原則

として1ヶ月前までに通知するものとする。

ただし、特別検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

（3）検査方法

検査は、「介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を踏まえ実施するものとする。

① 一般検査

検査方法は、関係者から関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとするが、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン会議システムを活用することができる。活用に当たっては、介護サービス事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

なお、必要に応じ、確認項目を書面により提出させ、その記載内容を確認する書面方式による検査を行うことができる。

一般検査は、報告の徴収等（面談方式（オンライン会議システムの活用を含む。）又は書面方式）により届出内容の確認を行うものとし、改善を要する事項が認められた場合は、改善指導を行うものとする。改善指導の結果、改善が見込まれない場合には、事業者本部等への立入検査（面談方式）を実施するものとする。

② 特別検査

検査方法は、関係者からの関係書類等を基に説明を求める面談方式によるものとする。

3 行政上の措置等

（1）検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、介護サービス事業者に対し、別紙様式4、5により文書で通知するものとする。

① 励告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

この場合、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（2）上記（1）の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。

なお、勧告するまでに至らないが改善を要すると認めた事項についても、同様に別紙様式4に準じ改善報告を求めるものとする。

（3）介護サービス事業者が上記（1）②の命令に違反したときは、別紙様式6によ

り当該事業者が運営する指定事業所等の指定等権者である市町村長に文書で通知するものとする。

(4) 市町村長の求めに応じて特別検査を実施した場合の結果は、別紙様式7により求めのあった市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定等取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町村長に対しても同様式に準じ通知するものとする。

附則

この要領は、平成22年2月10日から施行する。

附則

この要領は、平成23年2月24日から施行する。

附則

この要領は、平成26年度通知から適用する。

附則

この要領は、平成30年度通知から適用する。

附則

この要領は、令和7年度通知から適用する。